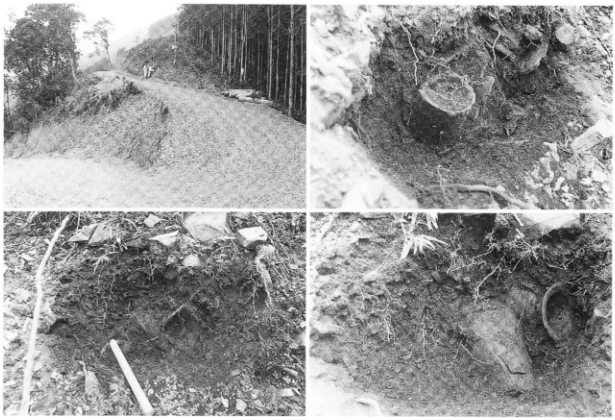

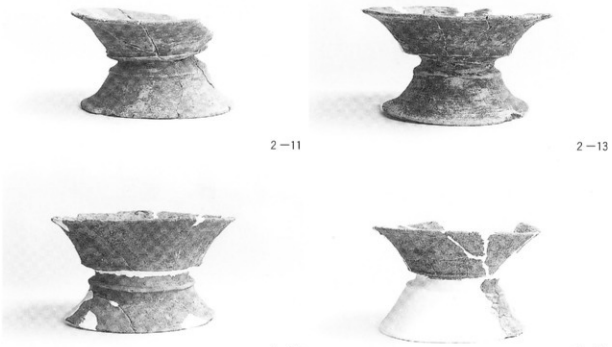

2－11　2－13　2－12　2－10

遺物採集現場状況および出土遺物（1）

2－3

2－4

2－1

2－7

2－9

2－2

2－5

2－6

出土遺物（2）

(付)吉見林道法面採集土器の胎土分析

白石　純

1．分析の目的

この胎土分析では、吉見林道法面で採集された弥生時代後期の土器を蛍光X線分析法により分析し、同一遺構内から出土したと推測される器種の異なる土器の間で胎土に差がみられるか。また現在までに分析データを蓄積している津山市内や山陰の各遺跡出土土器との比較を行った。

2．分析結果

分析方法は蛍光X線分析装置（波長分散型：リガク製KG-4型）を用い、試料作製、測定方法などは従来の方法に従った。

分析試料は、第1表に示した11点の土器で器種別にみると、甕・長頸壺・高坏・器台・鉢などである。そしてK、Ca、Sr、Rbの4元素に差がみられることから、この各元素を用いてXY散布図から分析値の差異について検討した。この結果、第1図K2O-CaO、第2図Sr-Rbの各散布図から詳細に検討すると、9（器台）、9（鉢）、12（鼓形器台）と5（器台）、13（鼓形器台）と4（直頸壺）、10（鼓形器台）に分かれる傾向にある。また、10～13の鼓形器台は胎土的にまとまらず、個々に離れ散漫な分布をしている。

そして津山市内、山陰の各遺跡との比較では、津山市内の大田十二社遺跡、京免遺跡の土器が分布する領域に吉見林道法面採集の土器が分布する。

以上、吉見林道法面から採集した土器の胎土分析を実施したが、この分析で明確になったことを簡単にまとめると、

(1) 吉見林道法面採集の同一遺構内出土土器のなかで胎土的にまとまる傾向がみられたが、このまとまりが形態、技法的に分類が可能なのか考古学的な考察が必要である。また、4点の鼓形器台はいずれも胎土的にまとまらず分散して分布した。

(2) 蛍光X線分析法による胎土分析で、この遺跡出土の土器は津山市内の各遺跡出土（京免遺跡、大田十二社遺跡）の土器と胎土的に類似していることが推測された。

この分析の機会を与えた頂いた津山市教育委員会の職員の方々にはいろいろとお世話になりました。末筆ではありますが記して感謝いたします。

第1表　吉見林道法面採集土器の胎土分析値(%)　ただしSr・Rbはppm

試料番号	器　種	K_2O	Fe_2O_3	SiO_2	TiO_2	Al_2O_3	CaO	Sr	Rb
1	甕	1.98	3.96	74.15	0.86	15.33	0.46	87	102
2	高杯	2.35	5.58	63.91	0.95	17.90	0.51	116	88
3	長頸壺	1.50	7.51	59.87	1.90	18.15	0.72	104	79
4	長頸壺	2.58	5.16	68.32	0.93	16.33	0.57	134	103
5	器台	2.16	3.84	71.31	1.08	16.50	0.49	106	102
6	器台	1.88	5.12	70.06	0.98	15.93	0.45	92	82
9	鉢	1.86	4.04	65.45	1.08	16.93	0.36	83	85
10	鼓形器台	2.40	4.99	46.72	0.93	16.22	0.57	137	106
11	鼓形器台	1.53	7.46	68.90	1.95	17.15	0.74	109	99
12	鼓形器台	1.88	5.93	69.78	1.05	18.66	0.46	96	79
13	鼓形器台	2.13	5.01	62.83	1.09	16.96	0.51	113	97

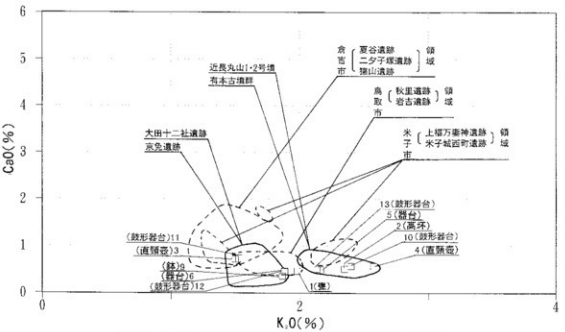

第1図　吉見林道法面採集土器と津山・山陰地方の土器との比較

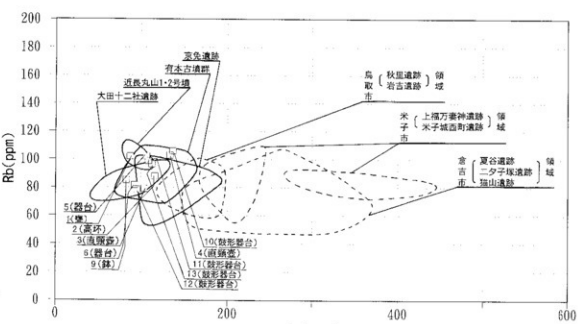

第2図　吉見林道法面採集土器と津山・山陰地方の土器との比較

弥生時代後期の注口土器について

川村　雪絵

1．はじめに

平成７年11月から12月にかけて行われた京免遺跡の発掘調査では、弥生時代の溝（ＳＤ１）より後期前半を中心とする土器が多数出土した。その中でも特に、注口をもつ土器は、これまでの報告をみる限りでは津山市内ではじめての出土であり、重要な資料であるといえる。そこで小稿ではこの注口土器について、これまでの研究を参考にしながら若干の考察を行いたい。

2．注口土器に関する研究史と現状の課題

弥生時代の注口土器は、中期後半を中心にみられるものと、後期後半から古墳時代初頭を中心にみられるものの二者がある。前者は広島県北部から岡山県西北部が分布の中心で、脚台付きの鉢形土器に注口の付いたものである。妹尾周三はこのタイプの土器について編年し、分布や形状の特徴から、三次盆地を中心とした江の川上流域において成立したものと考えている。また、これらの土器が墳墓に供献されていた状況や、土壙内に意図的に破棄されたような状況を呈して出土していることから、日常的に使用した容器ではなく、特殊な行為に使用した祭器ではないかと推測している（妹尾1992）。後者は鳥取、島根を中心とする山陰地方が分布の中心で、この地域に通常みられる壺形土器に注口を付けたものである。このタイプのものについては藤原敏晃の論考がある（藤原1994）。藤原は注口土器の分類・編年を行い、倒々の出土例から、これらの土器が「貼り石」や「置石」などの外装施設をもつ墳墓に多くみられ、四隅突出形墳丘墓に埋葬された部族連合の長の配下にあった山陰各地の部族長の墓に供献された土器のひとつであるとしている。さらに最古の例である島根県波来浜遺跡出土のものの注口形態や分布などから、中期後半の脚台付きのものとの関連性を指摘している（註１）。

また、間壁葭子は出雲地方における医薬技術について、文献や考古資料などを参考にしながら古代の薬物製作法について推測している（間壁1997）。このなかで医薬に関係すると思われる考古資料として弥生時代の脚台付きの鉢形注口土器や壺形の注口土器などが取り上げられており、これらの土器が祭祀の場に供献された薬物をいれる、あるいは薬草を煎じるための容器であったとしている。

以上、弥生時代の注口土器について主な研究史をあげた。各論考とも様々な角度からの考察がなされており、弥生時代の注口土器についての歴史的な位置づけはなされた感がある。

しかしあえて問題提起するならば、後期後半に盛行する壺形の注口土器の系譜についてはまだ漠然としている点を指摘したい。今回の京免遺跡の発掘調査によりあらたに出土した１個の注口土器は、この問題を考える上で重要であると思われる。また、注口土器はその出土状況から、非日常的に使用する容器として考えられていることに関して、最近の出土例を取り上げながら再検討したいと思う。その前提として、まず壺形の注口土器の編年作業を行うことにする。なお、用語の統一を図るため、脚台付きのものを「脚台付注口土器」、壺形のものを「壺形注口土器」とする。

3．壺形注口土器の編年（第１図）

弥生時代の注口土器には大きく２つのタイプがあることは先述したとおりであるが、ここで壺形注口土器について大まかな編年を行う。編年の基準になるのは個々の注口土器そのもののほか、注口のみの

場合などは確実な共伴遺物などを参考とする。筆者は基本的には藤原の編年案に賛同しているので、従来の編年と大きく変わるところはないが、あらたな出土資料の検討を含め整理したい。また、併行関係を明確にするために、山陰地方の土器編年区分をカッコ内に提示した（註２）。

１期（Ⅴ－１様式）

京免遺跡のものがあげられる（第１図１）。従来の編年ではこの時期のものはなく、次の波来浜遺跡出土例を待たなければならない。口縁部は端部を上下に拡張させており、端面には３条の凹線文を施す。上半部のみの出土であるが、頸部から体部にかけては壺というよりもむしろ甕の形状を呈しており、内面は頸部直下よりヘラ削りが施されている。短い円筒形の注口を付ける。

２期（Ⅴ－２様式）

壺形土器に注口の付いた形のものである。波来浜遺跡の一例のみである（同２）。口縁部はわずかに外傾して立ち上がり、端面には数条の凹線文を施す。胴部最大径付近に把手を付ける。注口部分は欠損しているが、斜め上方向に円筒形の短い注口が付くものと思われる。

３期（Ⅴ－３様式）

外反する口縁部をもち、端面は櫛描きの直線文を施す。体部は球形をなし、上半部に把手を付ける。島根県的場遺跡、鳥取県秋里遺跡例などがあげられる。的場遺跡例は、外面ヘラ削り、内面はヘラミガキ調整（同３）、秋里遺跡例は外面に同心円スタンプ文と平行沈線文を施すもの（同４）、貝殻腹縁と平行沈線文を施すもの（同６）などがある。注口は依然として円筒形を呈する。

４期（出雲：Ⅴ－４様式　因幡・伯耆：Ⅵ－１様式）

この時期になると資料数は増加する。島根県では中山墳墓群例（同11）をはじめとする４例、鳥取県では上種第５号遺跡例（同10）などの４例があり、山口県では秋根遺跡例（同13）などがあげられる。口縁部はやや大きく外反しており、端面は凹線文のものを一部残すものの、ほとんどがナデ仕上げのものとなる。体部はやや偏平な球形をなす。外面調整は頸部下端付近に平行沈線文、波状文などを巡らすものが多く、胴部最大径付近に付いた注口はこの段階からやや先細りになるものが増加する。全体としては、定型化の傾向にあるが、次の５期と比較すると、やや形態にばらつきのみられる段階である。

５期（出雲：Ⅴ－４様式　因幡・伯耆：Ⅵ－２様式）

弥生終末期から古墳時代初頭にかけてのものである。この時期は４期よりもさらに資料数は増加する。ここで注目すべきなのは、但馬や丹後地域など、この段階ではじめて中国地方以外の地域に出土がみられることである。また、広島県三次市及び庄原市など備後北部地域でもこの時期にはじめて出土する点も重要である。外反する口縁部をもち、体部はやや下膨れの球形を呈する。外面には半行沈線文や波状文などを施す。注口は胴部最大径付近から先細りに長く伸びる形状のものに統一され、壺形注口土器はこの段階で定型化する。

６期（布留式古段階）

兵庫県鎌田・若宮遺跡例（同22）のみであり、これ以降はこれまでのところ出土例がみられない。口

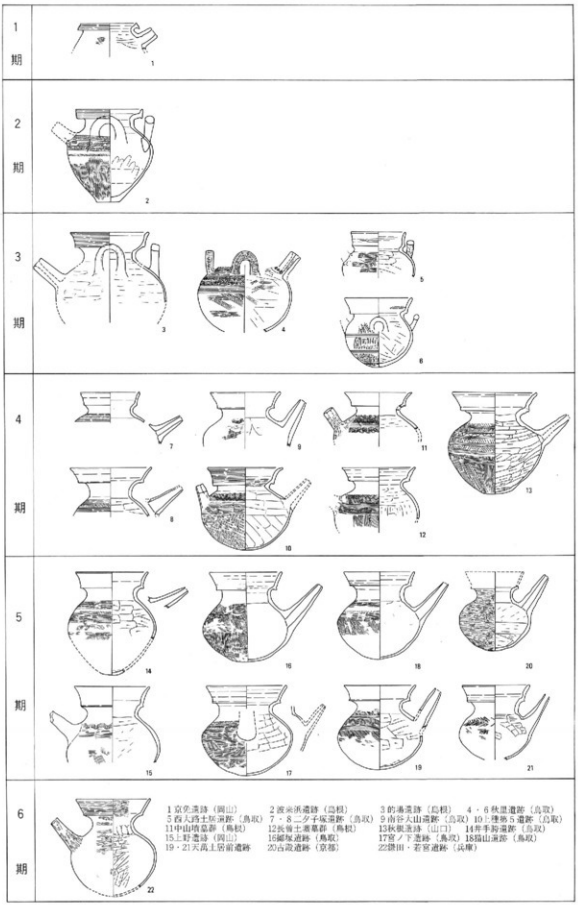

第1図　壺形注口土器編年（S＝1：8）

縁部は大きく外反し、端面には櫛状工具による直線文を施す。体部は球形を呈し、胴部最大径付近に注口を付ける。注口形態は前段階と比較するとやや円筒形に近くなっている。また、外面は丹塗りである。

以上の編年は、先述したように従来と大きく変わることがなく、妥当なものと思われる。大きな流れとしては、①複合口縁の形態が、やや内傾ぎみのものから大きく外反するものへと変化し、凹線文が明瞭なものからナデるだけのものになる②胴部最大径が器体の上位から下位へと移動する③底部が平らなものから丸底化していく、というように同時期の壺の形態変化と変わらない。この土器に特有の注口形態に関しては、ほぼ円筒形を呈するものから先細りのものとなり、最終段階である６期には再び円筒形に近い形態となる。また、１～３期にかけては個体差があるのに対し、４～５期にかけては定型化の方向に向かっていることが分かる。

次に、この編年をもとに作成した時期別の注口土器の分布及び出土した遺構をみることにより、本稿の主旨である壺形注口土器の系譜について考えたい。また、この点について考える際に避けられない問題として脚台付注口土器との関連性があげられるので、あわせて述べる。

４．脚台付注口土器と壺形注口土器

①鉢形から壺形への変遷

妹尾は、中期後葉～後期前葉の脚台付注口土器を大きく３時期に分類し、高梁川上流域と江の川上流域に分布するⅡ期からⅢ期のものには杯部の形態が鉢形のものから壺形のものに変化している点で断絶がみられることを指摘している。壺形のものは同時期の鳥取県西半部の伯耆地域、特に大山を中心とする日本海沿岸部の注口の付いていない「脚台付壺形土器」に類例がみられ、Ⅲ期の注口土器がこの地域の土器の影響を受けて成立したものと考えている（註３、第２図）。

この考え方は最近の出土例をみることにより理解できる。鳥取県淀江町洞の原１号墓出土の後期初頭の注口土器は、脚台や注口は欠損しているものの、ソロバン玉形を呈する体部や、少し上方に伸びる頸部の形状などは先に示した「脚台付壺形土器」に注口を付けたものということができよう（註４）。上記のような例は、脚台付注口土器のまさに終末期の姿を表すものと考えられ、以降注口を付ける土器は

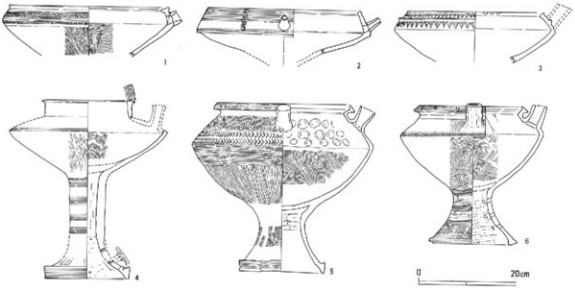

第２図　脚台付注口土器出土例（Ⅱ・Ⅲ期のみ。上段がⅡ期、下段がⅢ期）（Ｓ＝１：８）
１大田茶屋遺跡（岡山）　２佐久良遺跡（広島）　３紫雲山遺跡（香川）　４佐田谷墳墓群（広島）　５南庄遺跡（徳島）　６津寺遺跡（岡山）

壺形のものに限られるのである。

では、壺形注口土器はこの脚台付注口土器の流れを受けて成立したものであるのか。このことを明らかにするため、双方の出土する遺跡の分布や遺構の種類を考えることによって、どのような違いがみられるのかを検討したい。

②壺形注口土器の出土状況（第３図）

脚台付注口土器については先述した妹尾氏の論考を参照する。脚台付注口土器の出土地は主に三次、庄原を中心とする江の川上流域と、岡山県西北部を中心とする高梁川上流域である。遺構としては第一に墳墓、続いて集落内の土壙があげられる。墳墓出土例の中には個々の埋葬施設に供献されたと推定できるものと墳墓群全体や特定の墳墓群に供献されたものとに区別できるとされている（妹尾1992,p111）。これまでの出土例では、住居に直接伴うものは皆無である。

続いて壺形注口土器の場合を考えてみる。図２は、前章の編年に従って作成した分布図である。注口土器の各時期ごとの分布を示すとともに、どのような種類の遺構から出土しているのかをドットの違いによって示している。これをみると、まず１期のものとして京免遺跡例があり、続いて２期に江の川下流域の波来浜遺跡例がある。３期になると出雲地域一帯に出土がみられるようになり、千代川流域など因幡地域の一部にも出現する。４期にはこれらの地域にあらたに天神川下流域などの伯耆地域が加わり、壺形注口土器の分布は山陰地方全域に広がりをみせる。５期になると、出雲地域での出土は皆無になり、山陰地方のみならず、かつての脚台付注口土器の分布域でもある江の川上流域及び高梁川上流域にもわずかながら出土がみられ、吉井川上流域からも出土するようになる。この広がりは中国地方を越え、但馬や丹後地域など日本海沿岸の北近畿地方まで広がる。このように、壺形注口土器は山陰地方を中心とした広がりをみせており、時期がくるとともに広範囲に分布していることは明瞭である。

次に遺構の種類をみる。第３図では主な出土遺構として墳墓、竪穴住居、それ以外の遺構（溝、土器溜など）の３種類に分けて示した。京免遺跡の溝での出土からも分かるように、出現当初から特に墳墓への供献のみを目的としたものではなかったようであるが、やはり墳墓からの出土例が主体といえよう。２～４期にかけては継続的に土壙墓や墳墓の上面からの出土例が多くみられるとともに、他の遺構からの出土もわずかながらみられる。竪穴住居での出土個体数は４例だが、２箇所の遺跡での出土である。全体的な傾向としては依然として墳墓への供献あるいは墳丘上での祭祀に多用されていたといえる。

５期になるとこれまでの様相は大きく変化する。全体数の増加に伴い、竪穴住居からの出土が大きく増加するのである。墳墓からの出土は広島県と岡山県にそれぞれ１例ずつのみであり、最も盛行する段階に墳墓出土例と竪穴住居出土例の個体数が大きく入れ替わるという特徴をもつことが分かる。

以上から考えられることとしては、壺形注口土器はおおむね弥生時代後期後半に集中してみられるものの、時代が新しくなるにつれ分布の中心が山陰西部から東部へと移動していくこと、また新しいものは墓よりもむしろ竪穴住居からの出土例のほうが目立っているということである。

ここで壺形注口土器の系譜について考えてみる。弥生時代における注口土器の分布の中心は中国地方に限定してよいと思われる。しかしその中でも中期後半から後期前半を中心としてみられる脚台付注口土器の場合、出土例の多くが墳墓あるいは土壙墓といった埋葬行為に伴う供献と推定できるものが多いという特徴をもつ。これに対し、後期前半から古墳時代初頭を中心にみられる壺形注口土器は、最も盛行する弥生終末期（編年ではⅤ期）には竪穴住居をはじめ、埋葬施設以外の出土がほとんどを占めている。このことは、脚台付のものから壺形のものという形態の変化に大きく関わっているのではないだろ

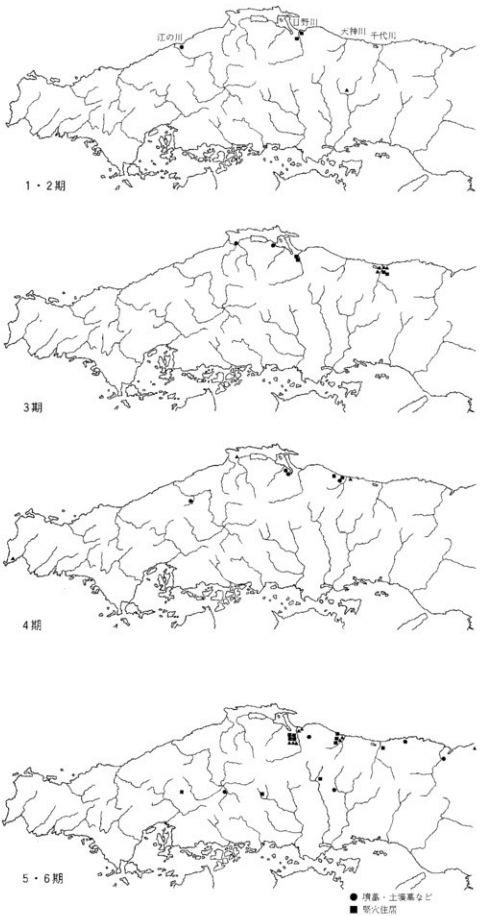

第３図　時期別にみた注口土器の出土遺構と分布

うか。つまり、注口土器の主な使用場所が墓から集落へと移行したことで、脚台をなくし、壺形土器に注口を付けることにより、より実用性を重視するようになったと考えられるのである。

壺形注口土器が四隅突出墓や貼り石を廻らせた墳墓だけでなく、集落の中心となるような施設から出土することは先の研究からでも指摘されているが（藤原1994, pp.26－28）、竪穴住居からの出土が増加する現象は注口土器を使用する背景の変化を意味すると思われる。しかし、注口土器はひとつの集落内で平均して1個～2個、多くても10個を越えることはなく、日常生活の場で頻繁に使用されたとは考え難い。竪穴住居だけでなく、溝や土器溜などで、祭祀に伴うと考えられる遺物とともに出土した例も考慮すれば、集落での共同祭祀に伴う道具である可能性が高い。また、煤の付着など使用痕のあることも考えあわせると、液体の煮沸もなされたと考えられる（註5）。

また、先の編年からも分かるように、5期には個体ごとの形態の違いはほとんどみられず、ほぼ同じ形のものに統一される。集落での注口土器の使用は、祭祀形態の地域的な広がりを示すと同時に、画一化を意味すると考えられるのである。

5．京免遺跡出土注口土器の位置づけ

ここで、京免遺跡の注口土器の位置づけはいかなるものであるのか考えてみる。

京免遺跡出土の注口土器は編年上では1期であり、壺形注口土器の範疇に入るものの中では最古の例といえる。復元すると甕形土器の形状を呈すると思われ（註6）、これまで最古の例とされてきた2期の波来浜遺跡出土のものも、同時期の甕形土器の頸部をやや伸ばした形状を呈しており、これらが出現期のものの特徴を示しているといえる。

脚台付注口土器との関連を考えるのならば、これら初現期の壺形注口土器が大きな手掛かりになるだろう。後期前半は、脚台付注口土器がわずかに残る段階であり、壺形のものはまだみられない。京免遺跡例は器体の上半部しか残っておらず、下半部に脚台が付く可能性も否定できないが、現段階では類例を知らないので甕形土器状に下方に伸びるものと推定する。

分布の点でいえば、脚台付注口土器の最終段階のものは洞の原1号墓例のように鳥取県西部でみられる。これは初期の壺形注口土器とは出土地が明らかに異なっており、直接的な影響はよく分からない。口縁部形態などからすれば山陽地域の影響を受けた注口土器といえるかもしれない。いずれにしろ、実用的な土器として製作されたものだが、まだ形態が画一化されていない初期段階のものといえる。壺形注口土器の出土が最も多い因幡、伯耆地域において最古段階のものが多くみられないこと、脚台付注口土器の分布の中心である江の川上流域、高梁川上流域において継続して壺形注口土器の出土がみられないことなど、いくつかの疑問は残るが、京免遺跡出土例のみですべてを語ることはできない。今後の出土例の増加を期待しつつ様々な可能性を考えていきたい。

（註1）藤原は、波来浜遺跡の注口土器が脚台付きの注口土器の分布域と同じ江の川流域での出土であり、体部の形状がソロバン玉形を呈するなどの類似点があることから、中期後半の脚台付きの注口土器を祖形とする考えを述べている。

（註2）第1図の実測図は、文末にあげた報告書を参考文献のものを再トレースしたものである。また、山陰地方の土器区分については主に正岡睦夫・松本岩雄編1992『弥生土器の様式と編年　山陽・山陰編』を参考とした。

（註3）第2図の実測図は、報告書や資料からの再トレースである。また、第2図であげた妹尾編年のⅡ期、Ⅲ期の脚台付

注口土器のなかには、1の岡山県大田茶屋遺跡や6の両津寺遺跡例などのように、新たに出土したものも編年に基づいて追加している。

第2図であげた土器に関する文献は次の通りである。

岡本寛久編1998 「大田茶屋遺跡2」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』129 岡山県教育委員会

阿部恒編1984 『佐久良遺跡発掘調査報告』(広島市の文化財 第27集) 広島市教育委員会

小林行雄・佐原眞1964 『紫雲出』 詫間町文化財保護委員会

妹尾周三編1987 『佐田谷墳墓群』(広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第63集)

(財) 広島県埋蔵文化財調査センター

徳島県教育委員会1985 『南庄遺跡発掘調査現地説明会資料』

大橋雅也ほか1995 『津寺遺跡2』(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告98) 岡山県教育委員会

(註4) 第25回山陰考古学研究集会1997『四隅突出墳丘墓とその時代』参照。

(註5) 研究史の部分でも述べたように、間壁葭子はこの様の付着が薬物の煮沸行為によるものであるとしているが、今回はその点に関しては追求することができなかった。

(註6) 京免遺跡例は、その形態からは壺形注口土器とは言い難く、2期以降の壺形注口土器と比較するとやや異質なものといえるかもしれないが、遺跡の年代や復元形態を考えると、脚台付注口土器よりもむしろ壺形注口土器の範疇に入るものと判断した。

参考文献

妹尾周一1992「注口付きの脚台付鉢形土器について」『古代吉備』第14集

間壁葭子1997「古代出雲における医療技術への憧憬 ―大量の青銅器出土に関係して―『神女大史学』 第十四号

藤原敏光1994「古墳出現前後の注口土器について」『京都府埋蔵文化財情報』第51号

県名	遺跡名	所在地	遺構	個数	時期	文献
島根	波来浜遺跡	江津市後地	列石墓	1	2期	1
	中山墳墓群	邑智郡石見町	箱形木棺	1	4期	2
	白枝荒神遺跡	出雲市白枝町	土坑	1※		3
			土器群	1※		
			遺構外	2※		
	山持川岸遺跡		土器群	1※	4期	4
	西谷3号墓	出雲市大津町	四隅突出墓	1	3期	5
	的場遺跡	松江市八幡町	土壙墓	1	3期	6
	福富Ⅰ遺跡	松江市乃木福富町	溝状遺構	2※	—	7
	タテチョウ遺跡	松江市西川津町	旧河道	3※	—	8
	袋尻遺跡	松江市平成町	包含層	1※	—	9
	安養寺1号墓	安来市西赤江町	四隅突出墓	1	4期	10
	長曽上墳墓群	安来市黒井田町	土壙墓	1	4期	11
鳥取	岡成第9遺跡	米子市岡成	竪穴住居	1※	2期	12
	福市遺跡	米子市福市	竪穴住居	1※	5期	13
	奈喜良遺跡	米子市奈喜良	竪穴住居	1※	5期	5
	上福万妻神遺跡	米子市上福万	包含層	2※	5期	14
	越敷山遺跡群	西伯郡会見町	3C区竪穴住居09	1※	5期	15
			12b区竪穴住居01	1※	2期	
			17区竪穴住居01	1※	5期	
			18a区竪穴住居04	1※	3期	
			18a区竪穴住居05	1※	3期？	
			12b区十壙24	1	5期	
	天萬土井前遺跡	西伯郡会見町	土器溜	1	5期	16
			黒褐色腐植十包含層	6※1	5期	
			黒褐色粘質十包含層	2※	—	
	井出駒遺跡	西伯郡淀江町	自然河川SD03	1	5期	17
			自然河川SD05	1※	—	
	徳楽方墳	西伯郡入山町	墳丘墓	1※	5期	18
	三保遺跡	東伯郡東伯町	竪穴住居？	1※	—	19
	上種第5号遺跡	東伯郡大栄町	竪穴住居	1	4期	20
	南谷大山遺跡	東伯郡羽合町	段状遺構	1	4期	21
	頭根後谷遺跡	倉吉市宇頭根後谷	竪穴住居	1※	5期	22
	伯山遺跡	倉吉市上神獅山	貯蔵穴	1	5期	23
	二ツ子塚遺跡	倉吉市大字谷	5号土壙墓	1	4期	24
			6号土壙墓	1	4期	
	郡塚遺跡	倉吉市国府	土坑	1	5期	25
	宮ノ下遺跡	倉吉市国府	竪穴住居	1	5期	26
	遺跡谷峯遺跡	倉吉市国府	竪穴住居	1	5期	27
	秋里遺跡	鳥取市秋里	土坑	1	3期	28
			遺構外	1	3期	
	西大路土居遺跡	鳥取市西大路	竪穴住居SI03	1	3期	29
			竪穴住居SI04	1※	3期	
			竪穴住居SI05	1※	5期？	
			竪穴住居SI04	1※	—	
	岩吉遺跡	鳥取市岩吉	溝	2※	—	30
	西桂見遺跡	鳥取市桂見・高住	遺構外	1※	3期	31
			竪穴住居	1※	4～5期	
山口	秋根遺跡	山口県下関市	溝	1	4期	32
広島	岡の段C遺跡	山県郡八千町	包含層	1※	—	33
	焼け遺跡	山県郡千代田町	竪穴住居	1※	5期？	34
	矢谷MD1号墓	三次市東酒屋町	四隅突出墓	4※	5期	35
	岡山A地点遺跡	庄原市上原町	性格不明遺構	1※	—	36
	竜王堂遺跡	庄原市平和町	竪穴住居	1※	5期	37
岡山	鍛冶面土壙墓	久米郡久米町	土壙墓	1※	5期	38
	上野遺跡	真庭郡久世町	竪穴住居	1	5期	39
兵庫	井ノ谷3号墳	美方郡浜坂町	古墳	1※	6期？	40
京都	鎌田・石宮遺跡	舞鶴市鎌田・若宮	古墳	1	6期	41
	古殿遺跡	中郡峰山町	溝	1	5期	42
石川	漆町遺跡	小松市漆町	溝	1※	—	43
	千代デジロ遺跡	小松市千代町	溝	1	—	44
			包含層	1※	—	
	相川遺跡群	松任市相川町	包含層	1※	—	45

・個数の欄の※は注Ⅱ部分のみの出土であることを示す。
・時期の欄の—は遺物が少なく、時期を特定することができなかったことを示す。

表1　壺形注口土器出土遺跡一覧

壺形注口土器文献

1 門脇俊彦編1973『波来浜遺跡発掘調査報告書』　江津市教育委員会
2 石見町教育委員会1976『中山古墳群発掘調査概要』
3 三原一将ほか1997『白枝荒神遺跡』　出雲市教育委員会
4 川上稔編1996『山持川川岸遺跡』　出雲市教育委員会
5 第25回山陰考古学研究集会1997『四隅突出墓とその時代』
6 近藤正・前島己基「島根県松江市的場土壙墓」『考古学雑誌』第57巻4号
7 柳浦俊一編1997『福富Ⅰ遺跡・屋形1号墳』（一般国道9号（松江道路）西地区建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書2）島根県教育委員会
8 三宅博士・柳浦俊一編1990『タテチョウ遺跡発掘調査報告Ⅲ』　島根県教育委員会
9 曽田辰雄編1998『袋尻遺跡群発掘調査報告書』（松江市文化財調査報告書第76集）松江市教育委員会
10 勝部昭1985「安養寺墳墓群」『古代の出雲を考える4　荒島墳墓群』　出雲考古学研究会
11 永見英編1981『長曽土壙墓群』　安来市教育委員会
12 米子市教育文化事業団編1993『岡成第9遺跡』（米子市教育文化事業団文化財調査報告書1）米子市教育文化事業団
13 大村俊雄・大村雅夫ほか1968『福市遺跡』　米子市教育委員会
14 下高瑞哉1991『上福万妻神遺跡』（県道金屋谷米子線改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書）米子市教育委員会
15 中原斉1992『越敷山遺跡群』　会見町教育委員会
16 湯村功ほか1997『天萬上居前遺跡』（鳥取県教育文化財団調査報告書53）　鳥取県教育文化財団
17 太田正康ほか1993『一般国道9号米子自動車道路埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ　井出跨遺跡』（鳥取県教育文化財団調査報告書31）鳥取県教育文化財団
18 倉光清六1932「古墳発見の伯耆弥生式土器」上・下『考古学』第3巻4・5号
19 東伯町教育委員会1981『三保遺跡群発掘調査報告書』
20 大栄町教育委員会1985『上種第5号遺跡発掘調査報告』
21 牧本哲雄編1994『一般国道9号（羽合道路）改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ　南谷大山遺跡Ⅱ・南谷29号墳』（鳥取県教育文化財団調査報告書36）鳥取県教育文化財団
22 根鈴輝雄編1990『頭根後谷遺跡発掘調査報告書』　倉吉市教育委員会
23 真田廣幸ほか1985『猫山遺跡』　倉吉市教育委員会
24 加藤誠司・高取英雄編1994『二夕子塚遺跡発掘調査報告』（倉吉市文化財調査報告書第82集）倉吉市教育委員会
25 高野政昭ほか1978『郷塚遺跡発掘調査報告』　倉吉市教育委員会
26 名越勉ほか1976『宮ノ下遺跡発掘調査報告』　倉吉市教育委員会
27 倉吉市教育委員会1971『倉吉市国府字遠藤谷峯遺跡』
28 山枡雅美・原田雅弘ほか1990『秋里遺跡（西皆竹）』（鳥取県教育文化財団報告書25）鳥取県教育文化財団
29a 谷口恭子・藤本宏之編1993『西大路土居遺跡』　（財）鳥取市教育福祉振興会
29b 谷口恭子・前田均編1997『西大路土居遺跡Ⅱ』　（財）鳥取市教育福祉振興会
30 谷口恭子・前田均編1991『岩吉遺跡Ⅲ』（鳥取市文化財報告書30）鳥取市教育委員会
31 牧本哲雄編1996『西桂見遺跡・倉見古墳群』（鳥取県教育文化財団調査報告書46）鳥取県教育文化財団
32 下関市教育委員会1977『秋根遺跡』
33 梅本健治編1994『中国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告（Ⅳ）』（広島県埋蔵文化財センター調査報告第132集）広島県埋蔵文化財センター
34 沢元史代・道上康仁編1990『本郷遺跡・焼け遺跡』（広島県埋蔵文化財センター調査報告第88集）広島県埋蔵文化財センター
35 広島県埋蔵文化財センター1981『松ヶ迫遺跡群発掘調査報告』
36 篠原芳秀編1994『岡山A地点遺跡』（広島県埋蔵文化財センター調査報告第126集）広島県埋蔵文化財センター
37 伊藤公一・椿不二美1994『竜王堂遺跡』（広島県埋蔵文化財センター調査報告第122集）広島県埋蔵文化財センター
38 森田友子編1982「観音面土壙墓」『稼山遺跡Ⅳ』　久米開発事業に伴う文化財調査委員会
39 山麿康平編1994『中国横断自動車道建設に伴う発掘調査1』（岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書91）岡山県教育委員会
40 福本晴夫1988『井の谷古墳群』（浜坂町文化財調査報告書2）浜坂町教育委員会
41 瀬戸谷晧編1990『鎌田・若宮古墳群』（豊岡市文化財調査報告書集　1989年度）豊岡市教育委員会
42 戸原和人・藤原敏晃1983「古殿遺跡」『京都府遺跡調査概報　第6冊』　京都府埋蔵文化財センター
43 田嶋明人ほか1985『漆町遺跡Ⅰ』　石川県立埋蔵文化財センター
44 北野博司編1992『相川遺跡群』　石川県立埋蔵文化財センター
45 北野博司編1992『千代』　石川県立埋蔵文化財センター

津山市横山出上の須恵器

行田　裕美

1．はじめに

ここに紹介する須恵器は1996年10月16日、津山市横山地内で行われた道路工事に立ち会った際、出土したものである。出土した場所は第１図の黒丸の箇所である。

この場所は津山盆地の南東端の丘陵部にあたり、平野部との比高差は約10mを測る。もともと住宅地であった場所であり旧地形は失われていた。

他の出土遺物は全くなく単独で出土したという（註１）。この須恵器は津山市内では最も古い時期に属するものと考えられることから、１点の資料ではあるが紹介することにする。

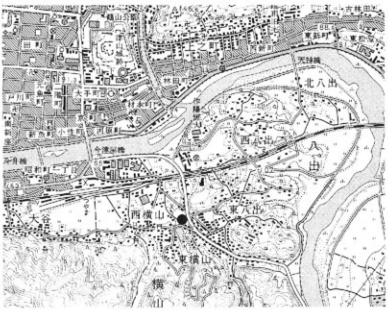

第１図　位置図（S＝１：25000）

2．須恵器の特徴と時期

出土時は８片の破片であったが、接合の結果、口縁部には６片、肩部には２片が接合し、第２図に示したように２片の破片になった。口縁部は全周の半分弱が遺存する。器形は大甕である。

ほぼ垂直に立つ頸部から緩やかに外反し、口縁端部にいたる。口縁部は端部にいたるにつれ、器壁が薄くなり、端部は丸くおさめている。口縁端部直下外面には端面を丸くおさめた低い突帯がめぐる。頸部外面は螺旋状沈線文が３本めぐり、その間を櫛描波状文でうめている。頸部内面は強いヨコナデによる凹凸がみられる。肩部は内外面ともナデ仕上げである。

口縁径34cm、頸部から口縁部までの高さは14cm、胴部最大径は推定59cmを測り、かなり肩の張った器形である。色調は淡灰白色で、焼成は良好である。

以上のような特徴から、この須恵器は田辺編年のＴＫ73型式（註２）に併行する時期のものと考えられる。

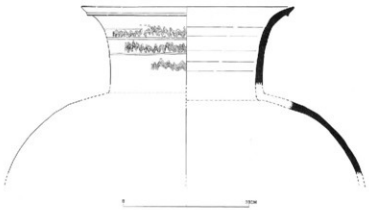

第２図　出土須恵器（S＝１：６）

3．おわりに

美作地方では今日にいたるまで、いわゆる初期須恵器と呼ばれ

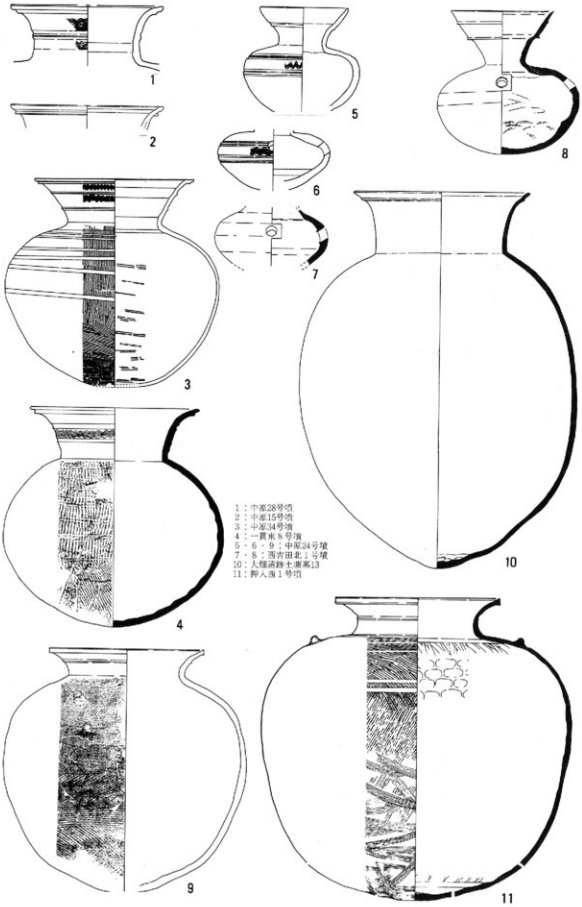

第3図　美作地域の初期須恵器及び陶質土器（1・4～8＝1：4、2・3・9・11＝1：6、10＝1：10）

ている時期の窯跡は発見されていない。しかし、押入西1号墳（註3）、一貫東8号墳（註4）、大畑遺跡土壙墓13（註5）、中原15・24・28・34号墳（註6）、西吉田北1号墳（註7）などから初期須恵器あるいは陶質土器と考えられるものがいくつか出土している（第3図）。これらの出土地で共通していることは、いずれも埋葬施設ということである。

本資料の出土地の性格は不明であるが、津山盆地の南東端丘陵に位置するということ、前述のように当該期の須恵器は埋葬施設から出土していることから考えて、古墳であった可能性が極めて高いということはできよう。

（註1）工事に立ち会った中山俊紀によると、須恵器が出土した箇所だけに有機質の埋土と考えられる土層が遺存していたという。

（註2）田辺昭三「須恵器大成」角川書店1981年

（註3）岡山県教育委員会「押入西遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告3』1973年

（註4）津山市教育委員会「一貫東遺跡」『津山市埋蔵文化財発掘調査報告第43集』1992年

（註5）〃　「大畑遺跡」『〃　第47集』1993年

（註6）岡山県教育委員会「中原遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告93』1995年

（註7）津山市教育委員会「西吉田北遺跡」『津山市埋蔵文化財発掘調査報告第58集』1997年

最後に、岡山理科大学の白石　純氏に本須恵器の胎土分析をお願いしたところ、快く引き受けていただき、併せて結果の玉稿をいただいた。厚くお礼申し上げる次第である。

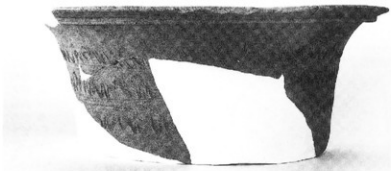

（付）津山市横山出土の須恵器の胎土分析

白石　純

横山出土の須恵器について陶邑と備中南部地域の初期須恵器および奥ヶ谷窯跡との比較を実施した。この結果、第1図のCa/K-Sr/Rbの散布図では陶邑の領域に入ったが、第2図のCa/K-Fe/Ti散布図では、どの領域にも入らなかった。このようにFe/Ti比の値が低く、6元素の分析値すべてが陶邑との推定ができず、陶邑？と推定される。

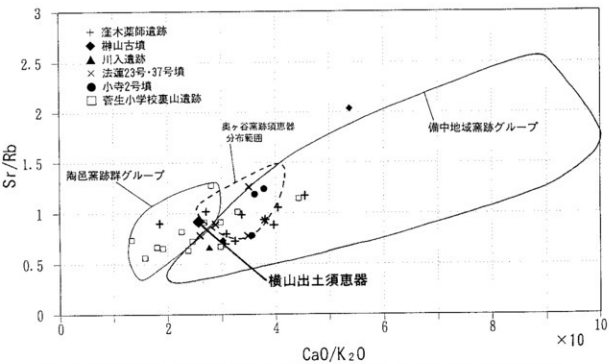

第1図　津山市横山出土の須恵器と備中南部の初期須恵器および奥ヶ谷窯跡、陶邑初期須恵器との比較

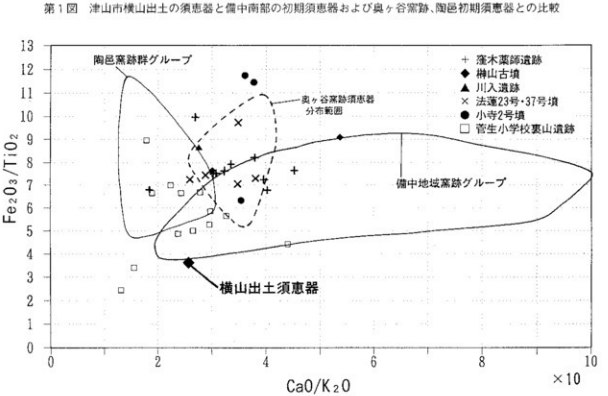

第2図　津山市横山出土の須恵器と備中南部の初期須恵器および奥ヶ谷窯跡、陶邑初期須恵器との比較

津山城今昔③　～通称“大溝”～

行田　裕美

この写真は現在の下紺屋町「味亭一心」のあたりから、西方向へ向かって撮影されたものである。撮影者は当時津山朝日新聞社の記者であった小谷善守さんである。昭和30年代の前半に撮影されたものである。この写真に写っているもので現存するのは第一生命看板の向こう側にある「日笠鉄工所」が唯一である。

そもそもこの写真は何の変哲もないただの溝を写しただけものである。ところが、この溝は津山城下町時代から脈々と生き続けてきた通称“大溝”と呼ばれている溝である。

矢吹正則著『津山誌上巻』によると、「紺屋町溝　紺屋町に在り田町及び鍛冶町美濃職人町等数町の悪水を合せて城濠に注く長約三町幅壱間半」とある。この溝を現在の位置関係でみると、西端は細工町の「カドヤ自転車店」である。ここを出発点とし真東方向に延び、「ボンテリカ津山」付近で津山城の濠に流れ込むことになる。

昭和30年代前半　小谷善守さん撮影

溝は切石で護岸工事が行われている。幅は細工町では狭く数十㎝程度であるのに対し、下紺屋町から美濃町にかけては急に幅が広くなり、『津山誌上巻』による「幅壱間半」ということになる。これは、細工町部分では町屋の雨落ち溝の機能を有しているからである。

この溝は「数町の悪水を合せて城濠に注く」ことは当然のことではあるが、それ以外にも重要な役割を果たしていたことに注目しなければならない。すなわち、溝より北は武家地、南は町人地になって

享保年間津山城下町絵図（津山郷土博物館蔵）（白ヌキ部分が大溝）

いることである。換言すると、この溝によって武家地と町人地を区画しているのである。津山城下町の形成は一般的に道に面した単位で町割りが行われているのに対して、非常に特徴的である。城下町の中で武家地を重視した表れであろうか。

昭和37年の岡山国体では津山市がバレーボール、体操、サッカー会場に決定した。この時、バスの運行等に支障をきたすということから、溝の機能は残しながら昭和35・6年頃から徐々に埋め立てられ、現在では完全に道路の下になってしまった。新しく出来た奴通り以西は、完全には埋め立てられておらず、今も当時の状況を部分的に窺い知ることができる。

奴通り・市街地再開発ビルの建設で、津山城下町は大きく変貌した。つい先日のことなのに建設前の町並みの様子は既に記憶の彼方へと押しやられてしまっている。たかが一枚の写真ではあるが、当時を語ってくれることの意義は大きい。

写真を提供していただいた小谷さんにお礼申し上げる次第である。

本年報第３号に中山俊紀が「津山城今昔」と題する一文を寄稿した。次いで、本年報第５号に平岡正宏が「津山城今昔～大手門の面影～」を発表し、偶然にも津山城に関係するものが二度掲載されたことになる。折しも、平成16（2004）年には築城400年を迎えることから、津山市としても建物復元を含む津山城跡整備に取り組んでおり、誠に機を得た掲載であった。本稿はこれに意識的に同調し、津山城今昔シリーズと位置付け、今後の継続を期待するものである。

太政官符

應給食徭丁事

四度使雜掌廝丁（朝集使四人　自餘三使各二人）

大帳税帳所書手（大國十八人　上國十六人　中國十四人　下國十二人）

造國料紙丁（大國六十人　上國五十人　中國四十人　下國三十人）

造筆丁（國別二人）　造墨丁（國別一人）　裝潢丁（大國六人上國五人　中國四人　下國三人）

造函并札丁（大國六人　上國五人　中國四人　下國二人）

造年料器仗長（國別一人）　同丁（大國百廿人　上國九十人中國六十人　下國卅人）

國駈使（大國三百廿人　上國二百六十人　中國二百人　下國百五十人）

収納穀類正倉官舍院守（院別十二人）

採黑葛丁（國別二人。不貢御贄國不在此限）

事力每一人（厮丁四人）

郡書生（大郡八人　上郡六人　中郡四人　下郡三人）　每郡案主二人鎰取二人　税長正倉官舍（院別三人）

徵税丁（郷別二人）　調長二人　服長（郷別一人）

庸長（郷別二人）　庸米長（郷別一人）　駈使（大郡十五人　上郡十二人　中郡十人　下郡八人）

厨長一人　駈使五十人　器作二人　造紙丁二人

採松丁一人　炭焼一人　採薬丁二人

苫丁三人　驛伝使鋪設丁（郡并驛家別四人）　伝馬長（郡別一人）

時間がまいりましたので、この辺で私の話を終わらさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

（本稿は一九九八年二月二一日、津山市で開催された第十六回津山市文化財調査報告会での講演録である）

津山の人は昔の地名を大事に残しておられますか。ある時期、郵便配達、行政の都合だけで地名をどんどん変えたことがあります。私がいました奈良市などは、一番悪い最たるものです。その頃市長は、奈良市を平城宮の昔の町づくりにするんだと、地名を南一条何丁目とかちゃくちゃにしてまいました。反対運動が起こり頓挫しました。地名を変更したら、ちゃんと記録に残しておかなければならないと思うのです。

この二字による地名表現をもって、日本全国の地方行政機構確立事業は、一応終息をみるわけです。そういう時期に「美作国」の成立があるように思えるわけです。

八、国の機構

では、「国」というのはどういう組織だったのでしょうか。守・介・掾・目という主な役人は都からやってきます。もちろん、その地域の豪族も役所に採用されます。美作は上国ですから、長官以下の職員は守・介・掾・目が各一人いますし書記官の史生が三人いますから、七人はいました。しかし、それくらいの人数で国の行政が運営できたのでしょうか。とてもできないと思います。ですから、国というのは正月とか四方拝の時の儀式だけやっていて、実際の実務作業は郡役所がやった、という考え方がありますが、それは間違いです。

資料⑨は国の役所で働いていた人達に食禄を支給することを書いた記事であります。これは平安時代の初めの資料です。その人達の人数を見てください。ものすごい数です。

美作は上国でありますから、その上国の数を見ていただきたいと思います。国で使う紙、財政報告などを都へ出さないといけないので、実際に国が役所で紙を造っているのです。毎日五十人の人が働いているかどうかはわかりませんが、紙を造る人達が上国に五十人いま。五十人という定数があったということです。随時、こういう人達が働いていたと思われます。

四番目に函鞍使があります。上国では二百六十人です。その他にも各職種の人達がおります。もちろん郡の書生以下は「郡」やら「里」で働いていた人達です。こういうたくさんの人達が働いていたということは、かなりの仕事量があったということです。

中央政府への報告、国内から集めた税金の区分けなど、いろいろなことをしなければならない。そのために、かなりの人がいるわけです。ですから「国庁」というのは、そういう意味でいいますとまさに国の中心の役所でなければなりません。郡の行政は地方の豪族があたります。これは違う、国の行政というものは、国が成立することによってできるのです。これは、大きな変化だったと思います。今までは昔からの先祖代々仕えていたボスの言うことを聞いていればよかったのですが、そういう時代ではなくなったのです。

美作の人達にとって、国が成立したということは、ものすごい大きな変化だったと思います。国制というものは、ずっと今日まで続いているわけです。「国」「郡」「里」という地方行政組織の基本的な枠組は現在も続いている。そういう枠組が生まれた時代なのです。

「美作国」が成立したという特殊な事情、そして、古代律令制が生まれたということの意味の、両方考えてみる必要があるように思います。

資料⑨

ととらえるべきではないかと思っています。

七、地名と風土記

資料⑧には、畿内と七道の諸国の郡・郷の名は、好い字をつけなさいとあります。その後に「古老の相伝ふる旧聞・異事は史籍に載して言上せしむ」とあります。これは、『風土記』を作った話であります。なぜ風土記を作ることと、郡・郷によい字をつけることが同じ内容のものとしてこういう命令が出ているのでしょうか。実は、「好き字を着ける」というのは、二字で地名を表現しなさいということなのです。二字のよい漢字を使って地名を表現しなさいということです。

「美作」、この地名にはどんな意味があるのかはわかりませんが、いい字を使って表現しただけです。その他にも、郡や郷の名前は全部、二字で地名を表すことにしただけです。現在でも日本の地名は、「名古屋」とか「津」とか例外もありますが、基本的には二字で表現されています。

話は少し横道にそれますが、中曽根内閣の最晩年、内閣の存続が危ぶまれた時です。その時、総理大臣は東京におられなくなりまして、関西の文化財

資料⑧

和銅六年五月

五月甲子、畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獣・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃塉、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞、異事は、史籍に載して言上せしむ。

視察と称して奈良にやって来られました。あの中曽根さんが文化財を見るなんてことは、私には想像もつかないことでした。私はちょうど飛鳥藤原宮の調査部長をやっていましたので、藤原宮を案内しました。「藤原宮は十六年続きました」と申し上げたら、「長期政権ですね」と言って喜んでおられました。これは「宮」が続いたのであって、政権は何代も代わったんだ」と言っても、全然聞き入れられませんでした。

その時、お土産として一つだけ発掘の成果を差し上げたわけです。それは、中曽根さんの出身であります群馬県の「群馬」は、昔は「ぐんま」の群馬郡でした。郡名がそのまま県名になっているのは群馬県だけなんです。その群馬という地名の意味なんですが、だいたい西日本の人達は、群馬といったら馬が群がっている、牧場に馬が群がっているところから地名が生まれたのだろうと、だいたいそう思いますね。普通の感覚ですね。ところが違うのです。藤原宮で出てきた木簡で初めてわかったんですが、群馬はもとは「車」なのです。古代においても車はありました。また輿を担ぐ輿の人を、車持といいました。群馬は車持氏がたくさんいる所なんです。それで群馬県は古代より郡の名前に「車」をつけたわけです。これを二字で表すのはなかなか難しい。頭をひねったと思います。そこで考えられたのが「群馬」なのです。『和名抄』によると、「群馬」と書いて、「久留万」と読むとあります。というような話をすると、中曽根さんは「あぁ　そうか」と言って、喜んで帰られました。まもなく中曽根内閣はつぶれました。

このように地名を二字で表現することによって、本来の地名の意味がまったくわからなくなってしまうわけです。それで、伝えられる地名にかかわるようなことをちゃんと記録して、後に残しておかなければならないということで、『風土記』がつくられたわけです。

なったのだと思うのです。

六、諸国分立

資料⑤には、和銅六年（七一三）という年に、「備前国」の六郡を割いて「美作国」を置いたとあります。ちょうど「丹波国」と「大隅国」を造ったのと同じこととして行われました。

資料⑤

和銅六年四月

夏四月乙未、丹波国の五郡を割きて、始めて丹後国を置く。備前国の六郡を割きて、始めて美作を置く。日向国の肝坏・贈於・大隅・姶羅の四郡を割きて、始めて大隅国を置く。

資料⑥―（1）によると、その前の年の和銅五年には、「出羽国」が「陸奥国」から分かれています。

資料⑥―（2）には蝦夷を平定して「出羽国」を置いたことが、太政官みんなで協議した話として出てきます。これらは、国の成立という面から言いますと、最終の事業であります。

資料⑥

（1）和銅五年十月

冬十月己酉の朔、陸奥国最上・置賜の二郡を割きて出羽国に隷く。

（2）和銅五年九月

太政官議奏して曰さく、「国を建て嶺を辟くことは、武功の貴ぶところなり。官を設け民を撫づることは、文教の崇ぶところなり。その北道の賊狄、遂く阻険を憑みて、実に狂心を縦にし、屢辺境を驚かす。官軍雷のごとくに撃ちしより、凶賊霧のごとくに消え、狄部晏然にして、皇民擾きこと无し。誠に望まくは、便の時機に乗り、遂に一国を置きて、式て可宰を樹て、永く百姓を鎮めむことを」とまうす。奏するに可としたまふ。是に始めて出羽国を置く。

資料⑦を見ますと、いろんな国が分立しています。和泉監はこの時、河内国から分立しますが、また河内国に合併されます。芳野監も分立はしますが、その後大和国の一つの郡として継続します。能登・安房・石城・石背等の国も、合併されたり独立したりするという歴史をたどる国々でありまして、丹後・美作・大隅とはちょっと事情が異なると思います。これら後者の国の成立をもって律令国家の地方行政管理としての国を造る事業は、一応終わった

資料⑦

国の分立

和銅五年九月　出羽（越後・陸奥より）

和銅六年四月　丹後（丹羽より）・美作（備前より）・大隅（日向より）

霊亀二年四月　和泉監（河内より）

　このころ　芳野監（大倭より）

養老一年五月　能登（越前より）・安房（上総より）・石城（陸奥・常陸より）・石背（陸奥より）

養老五年六月　源乃（信濃より）

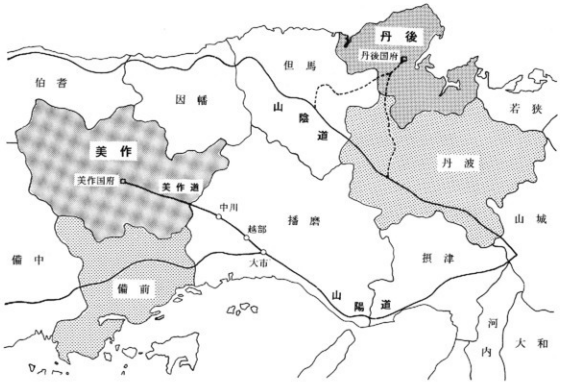

すが、山陰本道から外れています。それで、山陰本道から丹後国へ通じる官道としての枝道を、図のように二つ造ったわけです。これらは、山陽本道と山陰本道を造ったよりも遅かったのだと思うのです。

丹波の中でも丹後半島のこの地域は、地理的にも、自然的にも歴史的にもそうでありますが、大変特色のある地域であります。この地域の古墳は、近隣の他地域のものとはずいぶん違います。浦島太郎伝説のふるさとです。この丹後には、丹後の大県主という豪族がおりました。その娘は天皇の后になった人です。大和の朝廷とは、特に深く係わりあいを持っています。これらのことから、歴史的な一体性を持っている地域だと見てよいと思います。

例えば、丹波国の隣の若狭国は、そんなに遅れて成立したとは記録にありません。いつ成立したのかはわかりませんが、少なくとも、奈良時代になってできた国ではありません。そうすると若狭国などは、同じように北陸本道から外れているにもかかわらず、早く成立したのは何故かという疑問がおこります。本道から外れている国は全部成立が遅れる、ということだけでは説明しきれません。ですから、また個別の事情を考えなければいけないのかもしれません。

今まで「美作国」の成立については、この地方の鉄に目を付けた中央政府が、吉備勢力を背後から抑えこむために、少し遅らせて「美作国」を造ったのだという考え方がありますが、おそらく時代的に成り立たないのではないかと思われます。つまり、鉄の資源を大和側が取り立てるということはそれ以前から行われていましたので、改めてそのために国を造るような必要性はないわけです。立国されるべき歴史的、自然的条件を美作の地域は備えていたということができると思います。しかし、山陽道の大市から美作国府までの官道である美作道の整備が遅れたために、備前国からの分国ということに

上に置けるような時代になってきたのです。これはすごいことです。いつの時代かわからないのでは、どんなにりっぱなものでも歴史の資料にはならないからです。

「吉備道」についてのもう一つの考え方は、道制という行政区画がある時期に施行されたということです。これも十分あり得る考え方ですが、それから派生する問題の重要性もあり、今後よく考えていきたいと思います。

五、美作国の成立

美作道はまだ確認されていないと思いますが、山陽道より遅れて造られたものと考えられます。もちろん、今の出雲街道というものは、昔からありました鉄の道です。古い時代から、美作の鉄には大和の朝廷は大変関心を示しました。その鉄を運んだ道だと思います。しかし、官道として整備し駅を造ったのは、「美作国」を造ることと関係し、山陽道より遅れて造ったのだろうと思われるわけであります。「丹後国」の場合も一緒の事情があるように思われます。

山陽道はかなりあちこちで確かめられています。幅十㍍くらいで直線的なんです。地形に沿って曲がりくねるような道ではないんです。山があると、それを切り通して造る。直線道路を維持することは、大変なことです。ですから、以外と早く廃れると思います。国家の力がある時には維持できますが、それがなくなったら廃れてしまいます。山陽道は外国の使節を迎え入れる道路でもありましたから、特に重要視されました。そういう道を造った時期は、天武天皇の終わりくらいの頃です。

「出羽国」を陸奥国から割いた事情は、「蝦夷」の平定というものがある程度進んで、その地域に国を造る条件が生まれたからです。これはおそらく、「大隅国」を日向国から割いて置いたことと通ずることだと思います。大隅国に置いたことによって隼人が反乱を起しますが、最終的には平定する。つまり、辺境の蝦夷あるいは隼人の平定が、「出羽国」あるいは「大隅国」を造ったことと関係したものと思うのです。

丹後国とか美作国の成立は、それとはちょっと事情が違うと思うのです。私は先程、「国」というものが成立するには、その地域の自然的あるいは歴史的な一体性というものが前提にあるだろうと、申し上げました。要するに歴史的一体性、つまり「美作国」は、備前国の南の方とは違う一体性があったということです。それはよく鉄と陶伯で説明されることがあると思いますが、果たしてそれだけで説明できるか、疑問に思います。今後よく考えたいと思います。ともかく、備前国の南とは違う、歴史的な一体性というものがあって、なおかつ山陽道からは外れているという、地理的要因があります。「国」を造るというのは、都と違う道路で結びつくかということがないといけないと思います。これは、「郡」を造るということとも関係があると思います。

ちょうど、藤原京が造られのはこの時代なんです。つまり、全国に道を走らせる。「すべての道はローマに通ず」ではありませんが、すべての道は都に通ずということで、行政的な道路である「官道」を全国に造ったわけです。そのことと「国」を造るということは、「同じ思想、考え方なんだと思うわけです。それは、中央から貴族を国司として派遣することと、重なる話であります。

地図を見ていただきたいと思います。美作道は、山陽木道の大市（今の姫路市）から分かれて、美作国府へと通じる道です。播磨国には「越部」と「中川」という駅が造られました。丹後の場合は、丹波から分かれたわけで

えてきたと言えるのではないでしょうか。

ですから、「吉備道中国」の木簡は、国の成立のもとの形を伺わせる資料としては使えるのではないでしょうか。従って、「吉備道中国」のような表現は、国が成立した後の姿を示していると、一応考えておきたいと思います。ただ難しいのは、「岐比乃美知乃久知」とか「吉備乃美知乃之利」の「美知」の意味が、「ロード」という意味の「道」だと、簡単に考えてよいかということです。つまり「吉備之美知」という道路の行政単位があって、それを「上」「中」「阮」に分けたと、そう考えてよいかです。

では、道路を分けたというのは、どんなことなんでしょうか。

資料④を見ていただきたいと思います。天武十一年（六八二）、十三年、十四年の三年にわたって、大変注目すべき記事が出てきます。「国」の成立というものを考える上において、大変重要な記事です。（1）は五位の伊勢王以下、何人かの役人が、工人、技術者などを連れて、国々の境を決めさせる工事をやったが、この年に事業は終わらなかったという内容のものです。十二月に行って、その年にこの大事業が終わるはずがありません。（2）は翌年の天武十三年十月にも同じ人達を派遣して、やはり同じ事業をさせている記事です。さらに（3）を見ますと、天武十四年の十月にも、同じ人をまた東国に派遣しています。ここには、国の境を定めたことは何も書いてありません。多分、同じ人で同じ事業でありますから、これも国の境を定める事業をするために派遣したものだと思われます。

国の境を定めるというのは、いったいどういうことをやったのでしょうか。必ずしも川筋で国の境を決めることではないのです。国境を定めるのにある一つの纏まった自然的な地形環境は、大きな要因とはなるでしょう。しかし、それだけではないと思うのです。やはり、その地域に昔から形成されて来た歴史的な文化の同一性といいますか、そういうものが基礎となって、国の境というものが決められたのだろうと思うのです。けれどもその時に、何処から何処までが「備前」の範囲で、何処から何処までが「備中」の範囲かを決める場合に、道路を通すことの意味があったのではないかと思うのです。団子の串刺しみたいなのです。備前、備中、備後のような、ある一つの文化圏の中の「国」を分ける場合には、真ん中にメインストリート（道路）を通すことによって、人事を国の境を定める事業としたのではないかと思うのです。

山陽道をいつ通したか、美作道をいつ通したかは、なかなかわかりません。将来、発掘調査でわかるかも知れません。調査では、そこから出てくる土器が決め手になります。戦後の考古学の成果で、土器はかなり細かく編年できるようになりました。七世紀とか八世紀とかの時代ですと、大体二十年から十五年単位で把握されるようになってきました。つまり、考古遺物が年表の

資料④

（1）天武十一年
十一月の甲寅の朔丙寅に、縮王五位伊勢王・大錦下羽田公八國・小錦下多臣品治・小錦下中臣連大嶋、并て判官・録史・工匠者等を遣して、天下に巡行きて、諸國の境堺を限分ふ。然るに是年、限分ふに堪へず。

（2）天武十三年十月
辛巳（三日）に、伊勢王等を遣して、諸國の堺を定めしむ。

（3）天武十四年十月
己丑（十七日）に、伊勢王等、亦東國に向る。困りて衣袴を賜ふ。

5に「吉備道中国加夜評・葦守里俣八口」というのがあります。葦守とは今の岡山市足守であります。ここで注意すべきことは、他のものには国名が出てこないのに、吉備国においては国名が出てきている、というのが一つ。もう一つは、国名の書き方が「備中国」というふうに書かずに、「吉備道中国」と書いてあるということです。「備中国」というのはもともと「吉備道中国」と言われていたものが、省略された形で「備中国」になったのだということがはっきり示されてます。

四、道と国境

資料③を見ていただきたいと思います。『和名抄』の抜粋です。『和名抄』は平安時代に作られた百科辞典であり、国語辞典でもあります。これはすばらしい辞典です。色々なことが書いてあります。日本全国の「国」ごとに「郡」の名前が挙がり、「郡」ごとに「村」の名前が書かれています。ですから、古代に村がどれだけあったかなどが、一目でわかります。「山陽國第五十七」の備中のところを見ていただきますと、その下に「吉備乃美知乃奈加」と読み方が書いてあります。備前を見ていただきますと、「岐比乃美知乃久知」と書いてあります。「久知」は、入口の「口」であります。最初は人口、その次に「中」があって、備後は「吉備乃美知乃之利」とあります。「之利」は「尻」で、終わりのことです。「岐比乃美知乃久知」「吉備乃美知乃奈加」「吉備乃美知乃之利」は、備前・備中・備後の正式な国の呼び方なんです。こういうふうに呼ぶんですよと書いてあります。この呼び方の元の姿が、先に言いました木簡から出てきたわけです。これは、天武天皇の時代の木簡でありますから、その頃にこういうふうに国が表現されていたということをずばり示す資料が出てきたわけです。このことをどのように考えたらよいのかはなかなか解釈がむつかしいのです。一方においては、「国」というものが成立していない所もある。一方においては、吉備のように、「国」が成立している所もある。大体、天武天皇ぐらいの時代に「国」というものが、形を整

資料③

北陸國第五十五
若狭（和加佐）　越前（古之乃三知乃久知）　加賀（弘仁十四年割越前國置之）　能登（霊亀二年割中國置之）　越中（古之乃三知乃奈加）　越後（古乃美知乃之利）　佐渡

山陰國第五十六
丹波（太遠波）　丹後（太遠波乃美知乃之利）　但馬（太知萬）　因幡（以奈波）　伯耆（波々岐）　出雲（以立毛）　石見（以波美）　隠岐（於岐）

山陽國第五十七
播磨（波里萬）　美作（美萬佐加）　備前（岐比乃美知乃久知）　備中（吉備乃美知乃奈加）　備後（吉備乃美知乃之利）　安藝（阿岐）　周防（須波宇）　長門（奈加度）

西海國第五十九
筑前（筑紫乃三知乃久知）　筑後（筑紫乃三知乃之里）　肥前（比乃三知乃久知）　肥後（比乃美知乃之利）　豊前（止與久迹乃美知乃久知）　豊後（止與久迹乃美知乃之利）　日向（比宇加）　大隅（於保須美）　薩摩（散豆萬）　壱岐島（由岐）　對馬島（都之萬）

全部揃った形で書いてあるわけです。「評」というのは、「郡」の古い段階の書き方であります。しかし、それ以前の5、6、7、8、9などは国がありません。5は「佐為評」、佐位郡です。関東の上野国の郡です。7の資料の「野五十戸」というのは、国も郡もなくて村の名前だけです。「野」は若狭国遠敷郡、今の小浜の近くの村の名前です。8は「三形五十戸」。これは若狭国の三方郡ですが、これには国がありません。「郡」（評）から始まっています。9もそういうものです。3を除きますと、大部分が国の名前がない表記になっています。二十年ぐらいの堆積と言いましたけれども、3は二十年の中でも多分新しい段階のものに属している思われます。従って、3以外のものは、「国」というものがちゃんと成立していない段階のものだと思います。これは、比較的新しく出てきた資料です。

資料②

（4）飛鳥寺一九九一―一次調査出土木簡

1　二月廿九日詔小刀二口　針二口

2　大伯皇子宮物　大伴□・・・一品井五十□

3　石川宮鐵

4・加佐評春□

・丫亜□□□

5・吉備道中国加夜評

・葦守里俵六□

6・加毛評柞原里人

・□□マ□俵

〔児嶋〕

7　湯評伊波田人葛木マ鳥

8・湯評大井五十戸

・凡人マ己夫

9　湯評井刀丈マ首□

10　阿止伯マ大尓

五十戸　鵜人マ犬万呂

11　里鐵

12　荒田マ首羊俵

13・十月五日立家安磨呂四

・□　五十三　五十

（5）癸未年七月三野大野評阿漏里

□漏人　□□□

〔阿〕　〔米〕

資料②―（4）は飛鳥寺一九九一―一次調査で出土したものです。この調査は飛鳥寺の中ではありません。飛鳥寺の東南に飛鳥池というのがあります。近世に造られた新しい池です。大和の池は深く掘って水を溜めるのではなくて、回りに堤防を築いて水を溜める方式のものですから、下の遺構はほとんど残っています。そこから出てきた資料です。これは先程のものとほぼ同じぐらいの時期で、天武・持統天皇の時代、すなわち六七〇年代から六九〇年代くらいにかけてのものだと思っていただくとよいかと思います。

4は「加佐評」とあります。丹後の加佐郡、舞鶴のあたりです。6は「加毛評」とありますが、何処の加毛かわかりません。加毛郡というのは日本全国にかなり多くあります。7～9には「湯評」とあります。これは伊予国、道後温泉、温泉郡であります。ここにおいても、国というものが表記されていません。

資料②

（3）飛鳥京跡第一三一次発掘調査出土木簡

1・丁丑年四月生六日　□等　〔丁4〕□

・即了□〔其□□〕〔切工5〕　巳

2・川奈五〔十5〕□戸煮一籠十八列

・二□□□□

3　无耶志国仲評中里布奈大贄一斗五升

4・確日評□〔丁3〕大□少丁

・鹿　□多比〔支6〕

5・佐為評

・一斗

6・　奈須評

・□　□一斗

7　野五十戸　奏勝里〔磨5〕□

奏勝人二人并二斗

8　三形評　三形五十戸生マ乎知

調田比煮一斗五升

9・〔多5〕□具方五十戸

・凡人□□

10・　五十戸

・　知　佐祁

一斗五升

11・伊具比□□□□

・□　□

12　癸巳年□

13　諸人秦人若末呂三斗

14・戸□

・前

15　□部主寸得安〔左5〕□

16　三枝

一番北の部分です。この宮殿跡の西には、飛鳥川が流れていますが、この飛鳥川に排水をする石組の溝がみつかりました。石組の溝というのはそんなに大きな規模ではありません。上幅が二㍍くらい、下幅で七十㌢くらいのV字形の溝で護岸に玉石を貼り付けています。この溝の堆積はそんなに長い時間の堆積ではなく、だいたい二十年ぐらいに亘っての堆積で、天武天皇の時代から持統天皇の中頃の時代ぐらいまでであります。資料　はその堆積土中から出た木簡であります。この中で、年記のあるものが二点あります。1の丁丑年は、天武六年（六七七）です。この木簡は比較的溝の下の方に堆積していました。12の癸巳年は持統七年（六九三）です。

3の資料を見ていただきたいと思います。「无耶志国」とあります。後には「武蔵国」と書きます。「むさし」という日本語を万葉がな風に漢字の音で表したのが「无耶志」であります。无耶志国の仲の評の里、布奈、つまり、魚の鮒を大贄として一斗五升だした。大贄というのは、天皇に差し出す食べ物、というような意味であります。これは確かに无耶志国の中の評の里、後のまさに律令制の地方行政の区画であります。「国・評・里」というものが、

それだけでわかったわけです。ですから、わかる範囲で省略するということがあり得るわけです。けれども普通は、それぞれの地域の役人達は、政府の指示に基いて、その地域の地名を、その時代の書き方に応じて書いたものだと思われます。

そういう目で資料②を見ていただきたいと思います。（1）は木簡としては一番最初のものだと思います。表には「白髪部五十戸」と書いてあります。白い髪の部、頭が白いから白髪部ではありません。白髪という名前を名乗る天皇がいました。清寧天皇です。だいたい五世紀の終わり頃の天皇です。清寧天皇という呼び方は、昭和天皇と同じように、死んだ後に与えられる名前であります。天皇の徳を称えるようなかたちで与えられる名前です。生前、清寧天皇は白髪（しらが）の大王と呼ばれていました。天皇が髪が白かったからそう呼ばれたのではなく、その天皇の部（宮殿）が大和国十市郡の白香谷（しらかだに）という所にあったので、この地名を取って白髪という名前にしたわけであります。白髪部というのはその天皇の部の民なんです。ですから、清寧天皇の時代である五世紀の終わり頃の部の民が白髪部でありまして、この白髪部がたくさん集まっている村を後に「白髪部五十戸」というふうにいいます。五十戸というのは、五十軒という意味であります。政府は五十軒の家を一つの村にするという政策を大化改新以後とりました。これは中国や朝鮮の村の形式にならったのだと思います。

裏に書いてある「波」という字は辞書にない字であります。右の作り方が皮でありますので、何か皮製品かなということも考えられるのでありますが、皮製品ではありません。これは、スキ・クワの「鍬」です。「組」と同じであります。ですからこの木簡は鉄製のU字形鍬先十口の束に付けたものです。これを都に送ってきたわけです。日本全国には白髪部村（郷のこと）というのは相当あり、これだけではどこの白髪部村かさっぱりわかりません。しかし、鍬を出している白髪部村というのは、吉備以外には考えられません。従って、備中国の白髪部村であるということになります。これは今の総社市の真壁あたりです。奈良時代の終わり頃、光仁天皇の皇子名は白壁（白髪部）でした。その白髪部皇子が天皇の位についた時に、その名前が全国の村の名にあるというのはけしからんというので、白髪部を真髪部（真壁）に変えたわけです。このようなことから、この木札はこのあたりのものと結論づけていいように思います。

この荷札には、吉備国とか、もっと大きい単位の行政区画の名前がありません。これが、先の「吉井鍬」のように省略したものとは、私には思えないのです。この一片の木簡からはどういうふうにでも考えられますけれども、その後にいろいろ出てきた木簡を見ますと、どうも省略ではなくて、その上の行政組織というものがまだしっかりと成立していない段階のものではないかと考えられるのであります。

この木簡には年記は書いてありませんが、一緒に出てきた木簡などから天智天皇の時代のかなり早い時期のものだということがわかります。この時期には、どうも上の「国」とか「郡」とかいうようなものが書かれていません。書かれてないということは、行政組織がまだちゃんとした形で成立していないということを示していると私は考えますが、そういう考え方をする人はむしろ少数であります。

資料②―（3）を見ていただきたいと思います。これは飛鳥京跡第一三一次調査で出土した木簡です。奈良県立橿原考古学研究所が調査をして、成果を発表したものです。この木簡は飛鳥京跡から出たものですが、どういう場所から出ているかといいますと、飛鳥浄御原宮跡と称されている宮殿遺跡のの

石川上が、吉備で死んだという話であります。

（4）は、伝讃岐国と吉備国が「五畿登（みの）らず」ということで朝廷に報告をしています。天武十年ですから六八一年であります。「吉備国」とあるからには、まだ備前も備中も備後も成立していない。そうすると、先程の（2）の「備後国」というのと、この時の「吉備国」を、どのように考えたらいいのかという問題になります。多くの古代史研究者によって、この問題は、ああでもない、こうでもないと議論されてきました。そして後の律令制の国制につながるようなものとして、はっきり登場してくるのは、（5）の文武元年（六九七）の史料であります。ここには、播磨・備前・備中その他の国がありますから、この時代には間違いなく、「吉備国」に相当するような「国」という単位が成立していたと見て、まず間違いないと思います。

三、木簡は語る

それでは、これらの「国」はいつ成立したかという問題になるわけですが、残念ながら『日本書紀』には国の成立を示す史料はありません。そこで、何か手がかりになる資料はないかということで、あげたものが資料②であります。

これは「木簡」の資料です。「木簡」というのは木の札に字を書いたもので、平城宮跡や藤原宮跡、あるいは飛鳥などの仏なる遺跡から出てきます。近頃は、全国各地の遺跡からも出るようになりました。紙というものが大変貴重であった時代、木を削って字を書くということを盛んにやりました。その知識はおそらく、中国や朝鮮から学んだものだと思います。日本で紙が作られ始めたのはおそらく七世紀代の初め、推古天皇の時代だと思われます。けれども、本格的に紙を使って記録を作るということは、七世紀代にはまだ、あまり行なわれなかったと思います。紙に代わるものとして、木の札に文字を書くということをやったわけであります。その中に、税金として納める各地の特産物に付けた荷札があります。これによって、どこの地域のどういう人が、何をどれだけ出したかということがわかるようになりました。この中で、古い時代のものを資料②にあげています。

資料②

（1）・白髪部五十戸
　・阿十口

（2）1・吉備中国下道郡

2・矢田部矢田マノ竹（冬）　藤原宮東大溝

3・吉備道中国加夜評
　・葉ら甲依六□　飛鳥寺東南方

4・□（備前）
　・備前國□勝間田郡

5・鴨里□□□
　田ア辛□　藤原京東大溝

木簡はその地域の役人達が都に送る品物に付けた荷札ですから、それぞれの地域で書いたものであります。ですから、必ずしもフルネームで書いていないかもしれない。つまり、荷札を書くのに、受け取る中央政府の方がわかる範囲で、ある程度省略をする場合もあるわけです。例えば、平城宮跡から出てきた木簡ですが、備中国の加夜郡から送られてきた鍬につけた札には、「備中国加夜郡」を省略して「大井鍬」と書いてあるだけです。備中鍬にあたるものを、「大井鍬」と書いて送ってきている例です。中央政府は

戊午（二十七日）是の日に、信濃國・吉備國、並に言さく、「霜降り、亦大風ふきて、五穀登らず」とまうす。

（5）文武天皇元年閏十二月己亥（七日）

播磨・備前・備中・周防・淡路・阿波・讃岐・伊豫等の国飢ゑぬ。これに賑給す。また負せる税を収むること勿からしむ。

資料①－（1）から（5）までは、美作を含む吉備の地域の「国」というものが、政府の正式な記録である『日本書記』や『続日本記』にどんな形で書かれているかという史料です。

（1）は『日本書記』で、壬申の乱の時の話であります。近江方の大友皇子側が、この戦いを進めるにあたって吉備国や筑紫国に使いを派遣して、自分の方に応援をしてくれという要請をしたものです。結果は、この国の守（長官）はこの申し入れを断ったために、その使者に殺されたという内容です。ここには「吉備国」と出てきます。この「吉備国」と、後に成立を見る「備前国」等と、同じレベルで考えていいものかどうかということが問題になります。

（2）は天武二年ですから、六七三年の史料であります。そこには備後の国司というものが登場してきます。備後国の亀石郡において白雉が獲たので、それを朝廷に献上したという内容です。ここには「備後国」と出てくるわけです。備後国があれば、備前国も備中国もあっただろうと考えられるわけです。美作国はまだできていませんが、少なくとも同じようなレベルと考えられる「備後国」が登場しています。ところが、そう簡単に話はうまくいきません。（3）（4）の資料を見てみますと、相変わらずここには「吉備」が登場します。（3）には「吉備の大宰」とあります。吉備国の長官である

美作国の成立

狩野　久

一、はじめに

ご紹介をいただきました狩野でございます。

今日は、「美作国の成立」というテーマでお話をさせていただくわけですが、あまり美作のことについては勉強していません。ですから、とんでもないようなことを言うかもしれません。あるいは少し違った見方で問題提起をすることができるかもしれません。私も、最後の結論はどんなことになるのかわかりません。しゃべっていく過程でその結論を見つけたいと思っております。

そもそも「美作国」という時の「国」とはどういうものか。「国」が成立するということはどういうことであるのか。そのあたりの問題を中心に、話をすすめていきたいと思います。

『魏志倭人伝』にも「耶馬台国」がありますし、「奴国」もあります。その時代から、「何々の国」と称するものは、今の日本の中にあったと、少なくとも中国人は認識していました。あるいはご存じのように、古墳が最盛期の時代には、国造という国を任せられた地方官がおりました。その時の「国」と、「美作国」が成立した時代の「国」というのは、同じレベルで考えていいのかということです。決して同じレベルで考えられるものではない。結論を先に言いますと、そういうことを今日は申し上げたいわけであります。

二、律令制の「国」

律令制の「国」というものは、どのような形で成立してきたかということを、いくつかの資料をもとにして考えてみたいと思います。

資料①

（1）天武元年六月（壬申の乱）

身狭公磐鍬・青直薬・忌坂直大摩侶を以て、東國に遣す。穂積臣百足・弥五百枝・物部首日向を以て、倭の京に遣す。且、佐伯連男を筑紫に遣す。樟使主磐手を吉備國に遣して、並に悉に兵を興さしむ。仍りて男と磐手とに謂りて曰はく、「其れ筑紫大宰栗隈王と、吉備國守當麻公廣嶋と、二人、元より大皇弟に隷きまつること有り。疑はくは反くこと有らむか。若し服はぬ色有らば、即殺せ」とのたまふ。是に、磐手、吉備國に到りて、符を授ふ日に、廣嶋を絞きて刀を解かしむ。磐手、乃ち刀を抜きて殺しつ。

（2）天武二年三月

丙戌の朔壬寅（一日）に、備後國司、白雉を蟲石郡に獲て貢れり。乃ち當郡の課役悉に免さる。仍、天下に、大赦したまふ。

（3）天武八年三月

己丑（九日）に、吉備大宰石川王、病て吉備に薨せぬ。天皇、聞しめして大きに哀びたまふ。則ち大恩を降したまふと、云云。諸王二位を贈ふ。

（4）天武十年七月

年報
津山弥生の里
第6号（平成9年度）

平成11年3月31日

発行　津山市教育委員会
　　津山弥生の里文化財センター
　　岡山県津山市沼600-1

印刷　株式会社　廣陽本社
　　岡山県津山市田町22